会 議 録

		公				
会 議 名 (審議会等名)		平成23年度 第3回 都市計画審議会				
事 務 局 (担 当 課)		都市整備部 まちづくり推進室 都市計画課				
開催期日		平成24年2月14日(火)				
開催場所		川西市役所 4階 庁議室				
出	委員(敬称略)	古川・北澤・古江・四谷・住田・北上・秋田・大矢根・安田・小山・金井 谷川・宮坂・松岡				
席	関係人	酒本・松下				
者	事務局	竹田・廣瀬・茨木・前田・堀内・八尾				
傍聴の可否		可・不可・一部不可 傍聴者数 0名				
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由						
会議次第		議題 (1) 議案第1号 阪神間都市計画用途地域の変更について(川西市決定) (2) その他(報告事項) 阪神間都市計画道路(南花屋敷線)の変更について(川西市決定) 中央北地区整備事業に伴う都市計画変更に関する案件について				
会議結果		(1) 議案第1号 原案どおり可決されました。				

事務局

お待たせいたしました。

本日は公私共にお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成23年度 第3回 川西市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、前回の審議会でお約束いたしました都市計画マスタープランの市民アンケート結果の報告でございますが、整理が出来ましたので、本日配布しております印刷物の一番下にセットしております。

ご確認をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、古川会長よりご挨拶を申し上げます。 会長 よろしくお願いいたします。

会 長

(会 長 挨 拶)

事 務 局

ありがとうございました。

それではここで、委員の出欠につきまして、ご報告をさせていただきます。

委員17名の内、本日ご出席いただいておりますのは、【14】名でございます。

したがいまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事進行につきましては、古川会長にお願いしたいと思います。

議長

それでは、皆様のご協力を得まして、本日の審議会次第に従いまして議事をスムーズ に進めさせてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局から、本日の資料の確認をしていただきたいと思います。

事務局

(事務局 資料確認)

議長

資料の方は、お揃いですか。

それでは、議案第1号「阪神間都市計画用途地域の変更について(川西市決定)」を議題といたします。

なお、本日の議案につきましては、1月17日付けで川西市長より付議を受けており、その写しをお手元にご用意しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局

(事務局 説明)

議長

説明は、終わりました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

質問の際には、地図番号を先に述べてください。

事務局、前に地図番号がわかるよう、地図を映してください。

どなたか意見がございましたらよろしくお願いいたします。

委 員 (なしの声) 議 長 ご質問等がないようですので、質疑は終結させていただきます。 それでは、採決に入らせていただきます。 お諮りいたします。 議案第1号「阪神間都市計画用途地域の変更について(川西市決定)」を、原案のとお り決定することとして、ご異議ございませんか。 員 委 (「 異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 議 長 議案第1号につきましては、原案のとおり決定されました。 つきましては、本審議会で決定されました当該議案は、原案どおりとして川西市長に答 申させていただきます。 それでは、答申(案)を事務局より配布します。 (事務局配布) 答申案をご確認いただけたでしょうか。 議案は以上でございます。 続きまして、議題(2)「その他」の に移らさせていただきます。 それでは、 の阪神間都市計画道路(南花屋敷線)の変更についてを、事務局から説 明願います。 事務局 (事務局 説明) 長 説明は、終わりました。 議 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思います。 委 昌 変更スケジュールの中に書いてあります関係者への説明と地元説明会は、どのような 状況でしたか。単位的なことを含めてご説明をお願いできますか。 そうしたら、事務局、併せて、見直し検討委員会の性格と、都市計画審議会との関連も 議 長 併せてご説明願えますか。 事務局 まず、最初にありました関係者への説明と地元説明会の関係、見直し検討委員会と都 市計画審議会との関連について、説明させていただきます。 最初に関係者への説明ですが、南花屋敷線、約710mで、幅員8mでございますが、こ この実際かかります土地所有者と、借地をしておられる建物所有者が、57名おられます。 そちらの方に1件ずつご説明に上がったわけですが、何回か行ってお留守の場合は、ポ スティングをさせていただいたりとか、所有者が遠方の場合は、郵便などでご説明させて いただいております。

直接了解しましたと、ご回答をいただいたのは、過半数の30名ほど、その他、保留します。だとか、道がもっと広い方がいいというご意見などをお伺いしたのは5名ほどで、概ね、都市計画道路を作れというよりも、立ち退けと言われたら困るという意見の方が多かったという状況でございます。

次に、地元説明会ですけれども、1月29日に南花屋敷会館、共同利用施設で、午前と午後の2回実施いたしました。参加者の方ですけれども、案内をさせていただいたのは、南花屋敷周辺の自治会の方、南花屋敷自治会、広田自治会、塩田自治会、コボリクラスタ花屋敷自治会、4つの自治会に案内させていただきました。参加者の方は、土地所有者様には事前にご説明させていただいたこともあり非常に少なく、自治会長さんも含め、午前も午後も各4名でございました。内容につきましては、都市計画道路の廃止ということについては、概ね了解ということで、ご納得いただけたと思います。

三つ目の、当審議会と道路網見直し検討委員会との関係を含めた状況ですが、都市計画道路網の見直しを検討する際に、検討委員会を設立させていただきました。 検討委員会の会長、副会長は、両副市長で、委員の方は関係所管の8名の部長で検 討しております。その中で審議検討させていただきました。その審議検討結果について、当審議会にご説明させていただいたという状況でございます。

議長

以上のような状況でございますが、他にございますか。

委 員

道路変更理由書に書いてあるんですけれど、見直し検討を行った結果、廃止路線 と位置付けられたから廃止するんだということが書いてあるんですけれど、その理 由がここに書かれてしかるべきかなというようにと思って読んだわけです。で、そ れを裏付ける口頭説明があったわけですけど、一つは30年もほったらかしのまま ですから何とかせなあかん、で、必要性からいうと個人的にはあそこに道路は財政 的な理由もあり大変な状況になるんだろうなと思いますから、積極的にやりなさい という意見は持っていないですけれど、ただ、問題として空間的な事柄、緊急車両 などの導入などを考えれば、やっぱりスムーズにいく状況のとこかなと言えば、そ うでない地域であるのと、一つは説明がなかったわけですけれど、南花屋敷線横の 市道 11 号線が代替道路として機能しているから、というようなところは検討委員 会で言われていた事柄なんでね、それらを含めたうえでの廃止ということで理解し ていたのですが、そういうことが説明もない中で、単にそこを廃止してしまえば、 都市計画審議会として、地域の方に説明する場合、その代替道路としての 11 号線 がほんとに交通がスムーズに行けるのか、周辺住民の方に迷惑をかけない状態で行 けるのかを問われて来れば、やっぱし、都市計画道路並みの 11 号線であるべきか なっと思って、そういうところの関係者も含めて説明会がなされたんだと思ったん だけど、その地域の方は、3丁目4丁目は当然だけど、1丁目2丁目の方は、説明 会にはお誘いなされてないかなと伺ったわけです。要は、周辺住民の方々の安全な 道路、また、そこを通る方々がスムーズに使えるものとして、廃止がなされるとい うことならばいいけど、若干私は疑問があり、11 号線の今の状況を見れば、そこ を考慮した廃止ということを、一定議論すべきだと思うので、そういう状況を聞い たわけです。今日の説明、そのあとには付議されて決定というスケジュールになる と思うんですけれど、11 号線との絡みで議論していただければなという要望も議

長にしておきたいんですけれど、いかがでしょうか。

議長

委員からは、南花屋敷線の廃止に伴って、代替路線の整備ということであったと思います。一旦おきまして、審議会として専門的な観点から廃止といったことは、先生方どうなんでしょうか。問題点や、事例としてどういうところに注意をして検討しなければならないんでしょうか。教えていただきたいのですが。

委 員

従来でしたら廃止というのはありえなかったのですが、昨今、兵庫県下では、 見直し、廃止ということで動いています。そこのところで事務局より説明もあり ましたが、単にネットワーク上の機能だけじゃなくて、空間の防災機能、そうい ったことも含めて検討委員会の方でも検討されているということなので、特に問 題はないのかなと思っています。

それと、個人的に質問させていただきますが、30 年間未着手ということで、 財政上の問題は別として、地元の反対があったとか、着手できなかった理由とは どうなんでしょうか。

事務局

都市計画道路につきましては、川西の場合、国会でも議論があったぐらいの、 能勢口駅前というのが非常に混雑しておりまして、まずは高架事業をということ で、川西伊丹線から川西猪名川線へ向けての道路、川西の場合、南北に細長い地 形ですので、南北交通、川西猪名川線と国道 173 号線と、そして産業道路と都 市計画道路で言います、川西伊丹線の整備で、主に南北交通の解消について、今 までかかってきたという経過はございます。

委 員

南北のネットワークは大事だと思いますが、そこの中であえて南花屋敷線が、 市道 11 号線の代替はあるとしても、やはり、本来、南北ネットワークの基幹と なるものだと思いますので、それがなぜ着手できなかったのかなというところで す。

事務局

この道路は、昭和 28 年に都市計画決定されたんですけれど、周辺には住宅がたくさん張り付いていたということで難しかったということもあると思うんですけれど、それより、下側の桃源台線と川西宝塚線の東西の産業道路へ抜ける道が整備されておりますので、そちらの方が主要な道路として、利用されていますし、サブ的にどうしても国道につなぐ場合に、JR との平面交差も大変難しかったという経過がございます。それと、昭和 60 年代に入りまして、東側の 11 号線につきましては、都市計画道路ではございませんけれど、加茂遺跡などの調査も含めまして、この辺りはまだ山でしたので、先にこちらの方が道路局所管で、道路整備が進められたという経過がございまして、昭和 63 年にアルテア橋が開通したということもございまして、代替とは言い切れない、都市計画道路幅員には満たないですけれど、交通事情としては、代わるべき道路形態はしていると思っております。

委 員

分かりました。また、本当に別枠で必要であれば、今の 8m を 12m にするとか、逆に今の基準に合うように都市計画決定変更すれば済むことなんですけれ

ど、今の説明であれば、他の個所でも多々ありますが、いつの間にか平行する代替の道路が出来てしまったということなんで、本命の都市計画道路が無くなってしまうことは、県下のケースでもよくありますので、そういう、特に地元の拡幅の協力が得られずに来て、いつの間にか代替道路が出来てしまって、それで不要になったということであれば、私は納得できますので。

議長

今、委員の方からご意見がありましたけど、他に何かありませんか。

ご案内のとおりこの道路は、昭和28年に計画されました後、11号線については、急遽、南北路線として必要だということで、文化財の調査で用地が確保できたということ、60年代11号線が拡幅されていくと共に、都市計画との整合を図るうとするも、文化財の関係で出来なかった。

もう一つは、当時、川西の人口は、20万5千人の人口増を見込んで、まちづくりの計画を立てていた。というような経過をもう少し説明していただくと、皆さん分かりやすいと思うんですけれど。

はい、他にございますか。

委 員

根本的な都市計画道路自体の考え方になってくるんですが、今回のケースは 30 年ほっておかれての見直しなんですが、今後そしたら、都市計画道路自体の 考え方として、ありようとして、何年ごとに見直しをかけていくとか、その辺は 整理をされたんでしょうか。逆に言うと 30 年ほってあって、今回見直しをかけましたと、今後についてもそのままずるずると行くんじゃないかという不安もあるんですけど、今後におけるその辺の考え方について、お聞かせいただきたい。

議長

検討委員会で、その辺は議論されていると思いますので、答弁お願いします。

事務局

川西市都市計画道路網見直し検討結果の公表資料の最後の方のページに記述がありますが、最終的には、都市計画的な、都市計画マスタープランもそうなんですけれど、10年おきに見直しがありますし、今後見直す計画をしております。文面につきましては、川西が今、一番の主要施策として取り組んでいる事業は、ご存じのとおり、新名神関連の都市計画道路と中央北区域内の都市計画道路の整備を鋭意進めて行くわけですけれど、新名神ができますとやっぱり、交通事情が今まででしたら車の流れが宝塚インターを目指し南に下っておったんですけれど、今後は北へ向かって行くわけですけど、その中で、整備が完了します平成28年から30年頃には、私達、平成42年の交通予測をして検討いたしましたけど、実際の交通流動が分かってきますので、その時点で、見直しをするという文面になっています。

議長

追加で、説明がありますか。

事務局

今、申し上げましたのは、一旦これで見直しをいたしましたですが、新名神の 開通なり、中央北の整備が終わりますと、予測を超えて多くなったり少なくなっ たりする可能性があります。 そういった節目を経た段階で、もう一度その時の 現状を踏まえて、その時にどうしょうかというのを説明させていただきました。その後どうなるかということについては、はっきり決まっておりません。5年とか10年とかサイクルを決めて見直すという性格のものでもないと思います。逆に社会情勢であるなり、あるいは道路交通事情に大きな変化があった時に、その機を捉えて、また、見直すというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委 員

大体大きな変化というのは、一つのきっかけになると思いますが、ただ、30年というような、大きなスパンというのは、ちょっと長いかなと思うんですけれど、そういう意味では、ある一定の期間で見直すという必要性もあると思うんで、今後考えていただけたらなぁと思います。

議長

事務局の方も今後考えていただけたらと思います。 他に何かありますか。

委 員

今日は説明だけという位置付けになりますから、あんまり言えないんですけれ ど、付議された場合は、付帯決議ではないですけれど、ここで、代替道路として の 11 号線を都市計画道路と位置付けてやりなさいというような文言を付け加え るような、こんな提案をしたいなと思っているんです。ですからそう意味からも、 この審議会で11号線を見ていただけたらと思っています。と言いますのは、11 号線が代替道路というのは、検討委員会で検討されたその結果、出てきた言葉で ありますから、行政としても都市計画道路南花屋敷線を廃止する大きな理由とし て 11 号線があるからという理由でありますから、11 号線は都市計画道路に見合 うような道路であるべきだけれど、残念ながら、歩道が50cmくらいしかないよ うな道路でもありますので、そういう道路はやっぱり代替道路なんていうことは 言えないと思います。廃止であるならば、都市計画審議会としては、代替となる 道路をしっかりと作っておかなければなと思います。という意見を付記するとい うか、そういうこともぜひお願いしたいな、ということは、付議された時に言お うと思っているんで、前もって皆さんにこういうことを言いながらも、11 号線 を皆様方の目で見ていただきたいなと思います。そこのところも諮っていただけ たら有難いです。

議長

委員、2回同じ趣旨のことを言われたので、それを大きく捉えて、事務局も次回の審議会の時にはその辺もきっちりと説明していただけたらと思います。

それでは他に何か。

委 員

今回の、南花屋敷線が廃止になるということについては、異を唱えるつもりはないですけれど、30年前に都市計画道路として設定をして、そこが市街地として家が張り付いたということ自体、行政が土地利用に対して、どのような指導をしてきたんだということについて、非常に問われる部分があると思っていて、実は今回は上がっていませんけれど、都市計画道路として決定されている路線の中で、それがあるがゆえに実は、民の土地利用が止まってしまっているというよう

な、そういう空白地が、市内には生産緑地とかいろいろな部分で、できています。こういうところを含めて、都市計画道路のあり方というところをしっかりと踏まえて一方では土地利用という部分も、総合的に考えた中での行政運営というのをやらないと、あるところでは民の意向で、許容範囲の中で宅地がずっと連鎖してできて行ったと、でも、一方では路線があるがゆえに生産緑地が大きな機能をしていて、土地利用が全然進まなくって、先も全然見えない。そんな土地が川西の多田神社周辺に存在してるんで、やっぱり都市計画道路はもっともっと真剣に議論をして、きちっとした方向性を出し、私は5年10年には、時代が変わりつつあるのだから、市の考え方というのを打ち出していかなければならないんじゃないかと思っているんです。都市計画決定したんやから塩漬けにするんやというようなことがないように、やっぱりその辺は機動的にやらなければいけないと思います。川西のまちづくりというのは、いろんな面で、いいように動いているところと、デットロックになってしまっているところが、いっぱいあるということを、私は誤解しているのかどうかも含めて、考え方を説明していただきたいと思っています。

議長

はい。事務局どうぞ。

事務局

都市計画道路につきましては、53 条の許可をもって、家が建てらるわけですけれど、2 階建ての軽量鉄骨まで認められるということになるんですけど、私権に及ばない範囲で、将来あるべき姿の都市計画道路として、位置付けておりますので、53 条の届け出というのがあります。それと、多田神社辺りにつきましても、生産緑地については、故障もしくは死亡によって解除されるというのがあるんですけれど、その道路が都市計画道路にかかったままあるというのは承知しております。ですけれど、事業の目途と言いますか、先行買収というのも市の財政事情もございまして難しい状況です。そういうような状況もありまして、買取り申出には応じていけていない状況にあります。

委 員

だから、都市計画道路として決定をしている路線を見直してしまって、逆に民間が、その土地利用を勝手に誘導、何か土地利用をするにあたっては道路って、必ず必要になっていくわけだから、そういうところにある程度誘導する施策だってあるのかなぁという、袋小路になった土地なんて言うのは、逆に市があえて、やるお金もないような状況の中で、都市計画決定をそのまま存続させておく意味がないと思うんですが、間違っていませんか。

事務局

先ほど、今までの道路の経過なども説明させていただいたんですけれど、おそらく都市計画決定当時であればですね事業もかなり、ちょうど南花屋敷線の説明の時に昭和28年当時の都市計画図がございます。ちょうど計画路線には建物もなく、道路を作ろうと思えばできた状況にあったんだろうと思うんですけれど、しかしながら、私がこういうことを申し上げるといけないんでしょうけど、財政事情の優先順位等から、結果的には積み残しになって、今回の廃止となったわけですが、委員のおっしゃってられる多田神社辺りも、他の路線におきましても、たぶん当時の状況は、同じような事だったんじゃないのかなと思いますし、ただ

今ですね、都市計画を残すのは、やはり機能上必要だから今回は残していくというふうな結論になったわけでございまして、別のところに現実的に整備が進んでいくという風な線形とかルートがあるんでしたらそちらに振り替えていくということも、理論上ではございますが可能かなと思います。その時には、今の都市計画でございますので、当然事業化前提ということは必要だと思いますし、それが今、事業化がすぐできるかというと、川西市はそういう状況でもございませんでして、なかなか今すぐに路線を振り替えるとかは、できない状況でございます。

委 員

これ以上は言いませんけれど、要は都市計画決定をされているところで、まだ、南花屋敷線は、曲がりなりにも、私は、しゃーないなというようなレベルだと思うんですよ。でも、多田神社辺りのところは、都市計画決定を打っているから、土地利用ができない。自分の土地があるのに、自分の家のそばまで道路が引っ張れないという規制がかかっている。そういうような、要は、公民館というような公共施設があって、いろんな弊害があるような土地が実際にあるんですよ。それで、市にいろんな形で緩和するように、土地利用できるようにしてあげてくださいと頼んでも、教育委員会がどうだの、その立場立場で調整が出来ていないもんだから、そういう現場をきっちりと、都市計画道路をずっと存続していく上では、現状の課題というのを整理しながら、委員会の中で検討された方が、土地所有者の方々にとって、本当にどっちがいいのかなということを含めて見極めていかないといけないような、非常にレアケースを言っていますが、でも、そういうような大変重要なところも、実は、こういう都市計画決定ということに対しては、影響があるんですよと、ぜひ知っておいて欲しいんです。

議 長 他に何かありますか。

委 員

私も先程の委員が述べられたことと重なるかもしれないんですけど、今回、昭和 20 年代の計画をいくつか候補がある中で見直した結果、一つだけが廃止ということなんですけれど、廃止になっていない路線について、今後本気になって、整備していくのかを問いたいですね。多田神社のところについても今回、注目していたんですけれど、都市計画道路として残るということになりましたよね。で、たとえば、能勢電の多田駅から多田神社に向かう、県道多田停車場線についても、県の方にも拡幅とか改良でお願いに行っても、いや、川西市さんの都市計画道路がありますよということで、そっちでの解決もありますよということで、回答が来るわけです。だから、残してしまうことによって、マイナスの要素もあると思うんです。おっしゃった土地利用の制限というのもありますし、私の申し上げているようなこともあるのでね、今回、一つだけの見直しですけれど、本当にこれだけの見直しでいいのか廃止でいいのかと思いますし、結論として、ここ一つになるというのであれば、残した計画は本気になってやっていく責任があると思うんです。その辺の覚悟というかお考えはどうかということが聞きたいんです。

議長

審議会においては、なかなか施工のところまで入れないので、計画決定をされたら整備を進めるということで、そういう認識でいていただくということしか言えないと思います。また、この内容を答弁する場ではないと思います。

委 員 必要性を主に判断するということで、現実出来るかどうかというのは聞けない んですか。

議 長 まぁ、こんな感じだというのは聞けても、それを正式に聞く場ではありません ので、ご理解願います。

委 員 部長が聞いておられるのでいいですけれど。

そうしたら、今回の廃止ということなんですけど、私一つ気になっているのは 加茂第2郵便局の交差点ですけれど、ここに課題があると思うんです。たとえば 万代の方からきて右折する場合、右折レーンがないので、右折車両が先頭に来て しまえば、後ろはずっと待たなければならないんで、そういう課題があるのかな あと思っておりまして、廃止自体は理解しますけれど、この交差点をもっと円滑に通行できるようにということは必要だと思うんです。

議 長 部長聞いておいてください。

よろしいですか。先ほど、委員から話が出ていましたように、元々計画されている、そして事後に、何らかの理由で買収が非常にできにくいから、他の道路が整備された。こういうことであれば、そういうところもありますよというようなことをご指導いただいたわけですけれど、そういうことの事由についても検討委員会で、将来人口の検討や経緯などからも、この路線についても論議されていると思いますので、できれば検討委員会の検討結果についても、各委員さんにご説明いただければ理解が得やすいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

他にございませんか。

ないようですが、これは採決ではありませんので、また、改めて出てきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(2)「その他」の に移らさせていただきます。

また、この事前説明につきましては、関係人として、中央北整備部より職員を 出席させていただいておりますので、事務局より紹介をお願いいたします。

事務局 (職員紹介)

議 長 それでは、 の中央北地区整備事業に伴う都市計画変更に関する案件について を事務局から説明願います。

事務局 (事務局説明)

議 長 説明は、終わりました。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等を、お受けしたいと思します。

委 員 せせらぎ遊歩道は、途中から4号線の方に抜けるような形でないと、県の都市

計画決定が取れなかったということを、どこかで聞いたんですけれど、当初の中央北地区の開発は、能勢口駅、中心市街地まで約800mほど、そういう遊歩道をこしらえる中で接点を設けて、今後の発展につなげるという意図を聞いてきたんですが、こういう形になるとまちづくり自体が、根本的に狂てくるんではなかろうかと、中央北地区せっかく、公園や住宅を張り付けたりされるのに、途中で切れてしまった感じになりましたら、今の駅前再開発でも同様に A~H まであって、パルティー、モザイク背中合わせ、結局行く行く開発しながら、中央北地区だけがぽつっと離れた形になってしまえば、やっぱり、市民の流れいうのは遊歩道とか道路、800m位でしたら何とかならなかったのかなという考えがあります。ですから、中央北地区の人に気の毒だなと思います。

議長

今、路線の変更にあわせて計画決定いたしますけれど、再度、以前のその付近 の事の質問が出ていますけれど。

委 員

せやから以前はね、鶴花線まですぽっと、せせらぎ遊歩道をもってくるという話でしたよね。そら、中央北にとっては良かったなと考えておったんやけど、これ見ると4号線のところで斜めに摺りついている。

議長

いや、変更するんやから、いっそのこと当初計画に戻せということですか。

委 員

これしか都市計画決定が受けれないんですか。

議長

その辺の事で、ご答弁いただけますか。

関係人

事業課としてご答弁いたします。中央北地区が、区画整理事業で区域を少し変更して出発いたしました。その時にご質問のところの南まで抜けている道路につきましては平成10年に都市計画決定をしております。それから今のような形に変えたのが昨年なんですが、関係機関との協議の中で、この度の住宅街区整備事業、平成10年に打った区域からこの度、既に訂正させていただいた区画整理を縮小した際に、区画整理の区域の外の計画を残す条件として、事業の目途が立たないと変更できないという条件がありました。という経過があります。

都市計画と事業というのは、直接関係がしないものの、近年都市計画の決定及び変更をする場合は、10 年を目途に整備の計画を立てるというのが、位置付けられておりまして、では、10 年以内にこの度の区画整理事業区域外のせせらぎ遊歩道が完成をするという計画が立てられるのだろうかという選択を迫られました。答えはNOでございまして、そこでですね、今回のような象の鼻のような形に曲げさせていただいたという経緯があるのですが、平成 10 年と現在大きく状況が変わっているのが、能勢口駅の高架事業で駅の東口から北に延びる小花滝山線が整備され、平成 10 年と比べれば大きく変わっており、市役所の前まで整備が終わっている状況がありまして、人の導線につきましては、新しく整備をした小花滝山線を新たな動線と位置付けて、この度の計画決定に至ったわけでございます。従いまして、この度整備をしてまいります中央北地区と能勢口駅との分断という、確かに遊歩道を廃止したということについては、そのような印象を受けるかもしれませんが、小花

滝山線が北に向かって整備が出来たということをもって、歩行者の動線を確保していこうと、一部まだ未整備な部分もありますけど、そのような考え方で、この度の計画変更に至っております。以上です。

議 長 事業課の説明は終わりました。

都市計画課、都市計画の部門で説明をお願いします。

得ないと判断しています。

議 長 という経過ですが、よろしいですか。

委員 まあ、そらそういう形で説明はしてはるんやけど、実際、後になって中央北の 関係者にとっては、気の毒やと思います。せせらぎ遊歩道を4号線に接続して、

ところがいま見ていただいたら分かるように、自動車の通行量が以前より増して 2 倍以上になっています。で、そういうところで遊歩道を確保して、安全で快適 な道路になるという、その辺を私は心配しているんです。ですから都市計画決定 について、今言われるように、地域を決めてやるということであれば、せせらぎ 遊歩道は、10年の間に計画してこしらえて、鶴花線まで持っていきますよとい

うような気持ちでやっていかないと、出来るところからでないと出来ませんで

は、皆さん方納得できるかなと思います。

議 長 いま、委員も言われたように、変更の説明をされたら、色々こういうことも聞かれますので、案として出していただくときは、そういうところについても配慮

して下さい。

ウェットやスーパーができ、その周辺に色々店舗が張り付いて、人口もそこそこあったのが、商業施設は衰退してやっていない。各店舗も少なくなっている。そういう中で、地元説明を、30年ほっといたやないかいと、地元の人だってもっと色んなことを市に要求できるんやけど、事前にそういうことが出来なかったことが原因やと僕は思うんですが、その辺をまた審議会に上げてもらったらいいんですが、地元説明終わって縦覧閲覧済んでから上げてもらう言うのは、ぼくは納得いきまへんな。それは、地元説明会の時に、色々意見をおっしゃる方々が、地

元であれば、一緒に住民の方と、意見を戦わせはったらいいように思うけどな。

議 長 今、ご意見いただいていますので、よろしくお願いいたします。 他にございませんか。

委員 せせらぎ遊歩道南線を変更するということなんですけど、ワークショップをやられましたよね。ワークショップの時にこの変更する線形については、その時の

意見というのは、出ているんですか。ワークショップやりましたいうけども、どんな意見が出て、その後の方向性とか説明していただきたい。ワークショップでは、もちろんこの線についは了解されてでてきてるとは思いますけれど、その辺を聞かせてください。

議長

事業課の説明でいいですか。

関係人

ワークショップにつきましては、事業課で実施していますのでご説明させてい ただきます。

この都市計画そのものは、昨年7月に都市計画決定をいただいているわけですが、それがあるということが前提で、ワークショップではその中をどう使うかということを議論させていただいております。

その際に、この形が良い悪いというご意見については、いただいておりません。

委 員

確認したいのは、今回は微調整で、この4号線に抜けるルートというのは、決定は先やられてて、この中の使い方をどうするかというのを、ワークショップでやられたということですね。だから、こないなっとるやないかと今言われても、実は、昨年7月に既に決定されとるというわけですよね。その辺をみんなで理解しておかないと、なんか、今決まったみたいな話になってしまってるから、そうじゃないんやという理解をしておかないと、おかしくなっていくと思うんです。だから、今回こういう風になったんじゃないんです。事務局、昨年ですよね。

議長

はい、昨年の7月に決定いたしました。

決定いたしまして、それから今回、路線が変更になりまして、それがまた元に 戻らないかという話が出てきたということです。

そういう風に考えていただいたら、話がスムーズにかみ合うのかなと思いま す。

それでは、他にありませんか。

委 員

他の質問をさせていただきます。

事業課の方から、動線について説明がありましたけれど、初めて聞いたことでして、人の動線は、行く行くは、今出来ていないところでやろうということで、とりあえず10年間は今のところでやる。そういう意味合いのことは聞いていたけれど、人の流れをそっちに持っていくんだ。というような、決定をしたような言い方は、初めて今聞きました。

私が聞きたいのは、理由書についてでありますが、ワークショップを1回やっただけで、既存水路を生かした云々ということで前回の時も聞きました。で、既存の水路の形状を生かした線形にするのかなと思えば、まったくほとんど変わっていない。一番上のところが若干、水路の真ん中付近に移動しただけで、あとはほとんど変わってない。というのは、理由書の理由としてはならんのじゃないかなと思います。こうやって、パッと見た感じ、道路を出来るだけ直角に持っていきたい、ということでの詳細の設計を書くときに、そういう事で変更した方がいいだろうなという理由で、こういうことに変えたんだという事であれば、よく

分かるんですけれど、ワークショップを実施して云々、既存の水路の形状を生か した形での線形にしたという、既存の水路がこうだから、それに乗っかったよう な道路の形状にしたという説明を、図面を見ながらしていただきたい。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

確かに理由書の中で、既存の水路を生かした線形にすることが望ましいと記載させていただいているんですけれど、形状といたしまして既存の水路は、こういった形で入っておりまして、検討の中ではこういった線形も考えられたそうですけれども、色々と公安協議等もありまして、道路と直角に結果的にこうなったという事です。で、既存の水路を出来るだけ近いような形に少しは変更しているんですけれど、今回の変更にあたりましては、もともとの機能や規模は、そんなに変えることはできないという事もありまして、ぴったりと水路の線形に合わすという事は出来ておりません。目的としては、既存の水路際にある木等の植生を残していきたいという事から、既存の水路を生かし少しでも今ある植物などを残すという意味で、軽微ではございますが、こういう記述になっております。

なかなか、ご納得いただけるような上手なご説明が出来てなかったかもわかり ませんが、よろしくお願いいたします。

委 員

実際そういうことが、線形を変えただけで出来るのか、そんな軽微な事柄だけで、こんな理由書になるのかなあ。そんなんならんだろうなあ。と思って、正直に、公安と協議の結果、直角にした方が安全上良いという事を書いた方が、納得していただけると思います。市民に迎合するようなことを書いたら納得されるという思いで、こんな理由書にされたのかなという風に、穿った見方を、前回の説明もありますけれど、やっておられるわけですから、もっと生かすんだったら、それこそ水路そのままを生かすという事でやられるんやったら分かるんですけれど、まったく違うという気がしますんで、理由書そのものが納得できないと思っています。

事務局

これまでの都市計画は、植栽であれ何であれ、新たに絵を描けば、計画的な絵を描くという都市計画であったわけなんですけれど、今後まちづくりを進めていく上では、住民の参画や協力を得なければ、まちづくりにはならないという視点がございまして、そういった中でワークショップがこの度開催されまして、そのワークショップの中で使われ方や維持管理などについて協議されたという事でございます。その協議の中で、既存の植生なんかを残していきたい。植生に沿った形で川西らしさのあり方を保存していきたいというような意見が出てきた中で、あまり大きな変更ではございませんけれど、住民意見を取り入れたという形の都市計画を目指して、軽微ではございますが、この度変更をしようとするものです。

議長

事務局、ちょっと勘違いしてると思うんです。

理由書で、既存の水路を生かしたと書かれているんで、その分を図面で見ると ちょっと違うんじゃないかとおっしゃっているんで、十分その意を汲んでいただ きたいと、こう思っております。

それと、事務局聞いてください。

色々と説明していただきましたけれど、理由書には既存の水路と書かれていまして、既存の水路の断面と計画道路の断面が違う。そして、北側に行きますと、上空の制限を4.5m でかけています部分がありますね。そういうものを重点的に今回動かしてもこういう形で行くんですよと、きちっとした資料の整理をお願いして、次回は出していただかないと、ちょっといろんな、このままでいきますと、ご意見も出ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

一番の理由は線形が変わったことですけれど、具体的にこれによって、いわゆる、たとえば、右と左というんですか、西と東というんですか、面積がどう変わったであるとか、あるいは、この線形でどこが悪かったんやと、そうすると上の線形はもっと悪いやないかと、そういう意見も出てきますので、こんなことについても十分次回は答えられるように、出していただかないと困ると思いますので、よろしくお願いして、質疑はこの辺で終わらせていただいてよろしいでしょうか。

委 員

いいですか。答えはいりません。

理由書を書くんだったら、実際と合致するような形で書いてください。

議長

そういうことでよろしいでしょうか。

いろいろご意見もあると思いますが、この案件につきましては、今後付議されまして、ご検討いただくという事になりますので、一様この辺で質疑を終わらせていただきたいと思います。

よろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

ありがとうございました。

それでは、本日の議題は終了いたしました。長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございます。これをもちまして、平成23年度第3回都市計画審議会を終了いたします。

それと、併せまして、前回の市民アンケート調査の結果が出ていますけれど、これではなかなか読みづらいと思いますので、事務局でもう少しまとめた、講評なんかを1枚つけていただいたら分かりやすいと思うんですが、次回の時にでもよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。